

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月30日	
大阪府知事 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市大正区鶴町2-3-7	
氏名 株式会社DAINA	
代表取締役 大城 恵奈	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-7177-3347	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社DAINA 南恩加島営業所
事業場の所在地	大阪府大阪市大正区南恩加島5-8-73
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	5億
③従業員数	10
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別添2 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	排 出 量	0.50 t	0.22 t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	排 出 量	0.45 t	0.20 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリートガラ）・アスファルト・ガラスくず及び陶磁器くず・木くず・廃プラスチック類・石膏ボード・蛍光灯・管理型建設混合廃棄物・鉄くず・石綿含有材 他の物と混入しないように分別し保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の分別の継続及び紙くず等の分別要素がないか検討する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチック類	木くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
1.00 t	47.00 t	113.00 t	1,369.00 t

②計画

廃プラスチック類	木くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
0.90 t	42.30 t	101.70 t	1,232.10 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）	水銀使用製品
21.00 t	2.00 t	67.00 t	379.00 t

②計画

アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）	水銀使用製品
18.90 t	1.80 t	60.30 t	341.10 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 府指導指針に基づき、現場内での自ら利用を実施する（がれき類、汚泥）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	全処理委託量	0.50 t	0.22 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.50 t	0.22 t
	再生利用業者への処理委託量	0.50 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物を委託できる業者を選定し、委託基準に従って、書面による契約を実施している。		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃プラスチック類	木くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
1.00 t	47.00 t	113.00 t	1,369.00 t
1.00 t	47.00 t	0.00 t	1,138.00 t
1.00 t	47.00 t	16.00 t	1,369.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）	水銀使用製品
21.00 t	2.00 t	67.00 t	379.00 t
21.00 t	2.00 t	0.00 t	379.00 t
21.00 t	2.00 t	67.00 t	379.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	全処理委託量	0.45 t	0.20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.45 t	0.20 t
	再生利用業者への処理委託量	0.45 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>電子 manifests の導入を進めるため、電子 manifests 対応可能な処理業者から選定する。  また、再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。  委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</p>		
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

廃プラスチック類	木くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
0.90 t	42.30 t	101.70 t	1,232.10 t
0.90 t	42.30 t	0.00 t	1,024.20 t
0.90 t	42.30 t	14.40 t	1,232.10 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第5面-3)

②計画

アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物 (管理型)	水銀使用製品
18.90 t	1.80 t	60.30 t	341.10 t
18.90 t	1.80 t	0.00 t	341.10 t
18.90 t	1.80 t	60.30 t	341.10 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別添 1 処理工程図

- ・がれき類、コンクリートがら  
中間処理業者にて処理後、再生砕石として再資源化。
- ・アスファルトガラ  
中間処理業者にて処理後、再生骨材として再資源化。
- ・ガラスくず  
中間処理業者にて処理後、再生ガラスとして再資源化又は最終処分場にて安定型埋立。
- ・廃プラスチック  
中間処理業者にて処理後、マテリアル原料化又は安定型埋立。
- ・木くず  
中間処理業者にて処理後、原料チップ燃料チップとして再資源化。
- ・管理型建設混合廃棄物  
中間処理業者にて処理後、RPF燃料として再資源化。
- ・がれき類（石綿含有）  
最終処分場にて管理型埋立。
- ・蛍光灯  
中間処理業者にて処理後、有価ガラス有価金属有価水銀有価蛍光体として再資源化  
又は最終処分場にて管理型埋立。
- ・燃え殻  
最終処分場にて管理型埋立。
- ・汚泥  
最終処分場にて管理型埋立。

## 別添2 管理体制図

